

# 令和6年度「さいわい縁むす日」企画運営等業務委託 仕様書 (企画提案用)

本仕様書は、この業務の事業者選定を行うための資料であり、実際に業務を実施する際の仕様書は、選定された事業者から提出された企画提案をもとに本市と事業者間で調整を行い、作成します。その他の詳細については、本市と事業者で協議の上、決定します。

## 1 件名

令和6年度「さいわい縁むす日」企画運営等業務委託

## 2 履行期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

## 3 履行場所

幸区内

## 4 実施スケジュール

本事業は、次のスケジュールにより行うものとする。

ただし、契約後の状況を踏まえ、発注者と受託者の協議により変更する可能性がある。

- ◇さいわい縁むす日当日 : 発注者、受託者及び対象地区間で協議し決定した日
- ◇さいわい縁むす日強化月間 : 発注者、受託者及び対象地区間で協議し決定した期間  
(1か月間程度)
- ◇事業スキームの構築・実践 : 令和6年4月1日(月)から令和7年3月31日(月)まで
- ◇情報発信 : 令和6年4月1日(月)から令和7年3月31日(月)まで

## 5 業務の背景と目的

- ・ 「地域における人と人とのつながり」は防災・防犯を始め、子育てや高齢者の見守り、地域の清掃など区民の暮らし・市の施策の基盤である一方で、幸区は、町内会・自治会等により地域を支える様々な活動が精力的に行われているものの、他と同様、加入率が減少傾向にあり、特に若い世代における地域への関心や人間関係の希薄化が進行し、地域力の低下が課題となっている。
- ・ 長年区と共に市民活動の活性化に寄与してきた市民活動団体においても、担い手が固定化・減少しており、活動の活性化が課題となっている。
- ・ 令和4年度に実施した幸区区民アンケート調査において、町内会・自治会に加入していない理由で最も多いのは、「きっかけがない」(42.3%)であり、町内会・自治会の活動に参加しない理由は、「積極的な関心や興味がない」(33.5%)が最も多い。一方で、

地域とのつながりの必要性は64.2%の回答者が必要だと感じており、町内会・自治会の活動に関心を持ってもらうために有効な方法は、「若い世代の人が主体的に関わることができる機会を増やす」（29.7%）が最も多い回答となっている。

- これらのアンケート結果に加え、現代の価値観やライフスタイル、ニーズ等を踏まえ、と、「地域における人とのつながりや関わりが薄い層」に対し、いかにして地域活動に参加しやすいきっかけを創出し、引き込んでいくが重要といえる。
- そこで幸区では、「私たちが日頃生活している地域において、人と人とのつながりをつくること」を目的として本事業を実施し、対象地区における地域課題の解決に資する取組を行うとともに、事例から得られた成果を区全体に展開することをもって幸区全体の地域コミュニティの活性化を図る。
- なお、本事業は、受託者から事業手法の提案を受けながら、幸区の地域活動の中心を担う町内会・自治会に対して積極的な参加を促すとともに、本事業を通して町内会・自治会の活動を可視化し、情報発信することで、町内会・自治会と地域に眠っている新たな人材との交流が生まれることを期待し、中長期的に継続実施していくものである。

## 6 実施内容

本事業は、次の事項を実施するものとする。

また、上述の目的を達成するため、必要に応じて、発注者及び受託者間で協議し、これ以外の事項も実施することができるものとする。

### (1) 事業スキームの構築及び実施

ア 幸区の地域特性を踏まえ、本業務の目的を達成するための事業スキームを構築し、実践する。

イ 幸区内において対象地区を1か所設定し、構築した事業スキームを実践する。対象地区については、町内会・自治会を基本単位とし、町内会・自治会に対して本事業への参加募集をした上で、発注者及び受託者間で協議し決定する。

ウ 事業スキームの構築及び実施に当たっては、以下のことに留意する。

- (ア) 対象地区から丁寧かつ積極的に地域課題や現状等をヒアリングし、発注者とも十分な協議を経た上で行うものとする。
- (イ) 本事業の周知や広報活動は、対象地区に限らず広く実施し、様々な団体が自発的に本事業へ参加するよう促すものとする。
- (ウ) 幸区の地域活動の中心を担う町内会・自治会に積極的に本事業への参加を促し、構築する事業スキームは、町内会・自治会活動の発信や町内会・自治会と新たな人材の交流に繋がるものとする。
- (エ) 事業スキームに「さいわい縁むす日」及び「さいわい縁むす日強化月間」（以下「強化月間」という。）を位置づけるものとする。

## (2) 「さいわい縁むす日」及び「強化月間」の開催及び運営支援

### ア さいわい縁むす日の開催

(ア) 本業務の目的の達成に資する「さいわい縁むす日」を開催する。

開催に当たっては、地域団体等が主体的になって実施するものとし、受託者は企画提案や運営支援を行うものとする。

(イ) さいわい縁むす日の内容については、受託者による提案又は対象地区との検討によるものとする。また、実施に当たっては、対象地区等が主体となって実施するものとし、受託者はこれを支援するものとする。

(ウ) さいわい縁むす日の企画内容は、発注者、受託者及び対象地区において検討し決定する。例として、マルシェ、ガレージセール、美化活動、防災イベント、発表会、文化祭、飲食イベント、交流会、サロン、スポーツイベント等が挙げられるがこれに限定するものではなく、対象地区の地域課題の解決に資するもので、「人と人とのつながり」を創出するきっかけとなるものとする。

### イ 強化月間の実施

(ア) さいわい縁むす日が一過性ではなく、継続的なものとなるよう「さいわい縁むす日強化月間」を1か月程度開催するものとする。

(イ) 強化月間の内容については、受託者による提案又は対象地区との検討によるものとする。また、実施に当たっては、対象地区等が主体となって実施するものとし、受託者はこれを支援するものとする。

(ウ) 強化月間の企画内容の例として、広報活動のキャンペーンやさいわい縁むす日に付随するイベント実施等が挙げられるが、これに限定するものではなく、さいわい縁むす日の実施効果の向上や継続性に寄与するものとする。

### ウ 情報の発信

(ア) さいわい縁むす日及び強化月間に関する情報発信を行う。

(イ) 情報発信の方法は受託者が提案し、積極的かつ効果的に行うものとする。

### エ 開催結果の記録・公開

さいわい縁むす日、強化月間、その他準備段階等における地域交流の場の開催風景等を動画や静止画により記録するものとする。

### オ 開催レポートの作成

(ア) 事業内容の評価・検証を目的とした年間の開催レポートを作成し、発注者に提出するものとする。

(イ) 作成に当たっては、対象地区以外の町内会・自治会等においても展開を検討できるよう配慮するものとする。

## (3) 報告書の作成

ア 本委託契約に基づき実施した業務内容について、業務終了時に速やかに最終報告書(ワードデータ)を提出するものとする。

イ 報告書には、当年度事業の評価・分析を行い、次年度以降の事業に向けた改善点を整理して明記するとともに、次の事項についても考察を加えるものとする。

(ア) 当該事業の実施地区拡大や他地区への好事例の展開を図るためのロードマップの策定

(イ) 対象地区における事業実施を踏まえ、今後発注者が支援を行わなくても対象地区において自走して事業を実施していくための課題検証及び対応策

## 7 本事業の実施に係る補足事項

### (1) 実施の方向性

本事業は、次のような方向性にに基づき実施する。

ア 様々な個人や団体が自分たちで場を開くことを後押しする

行政がイベント運営の中心を担う従来型の活動支援ではなく、受託者が地域活動の担い手と課題を共有しながら本事業への参加をバックアップし、活動の継続・発展に向けた団体の自走を目指す。

イ 自発的に参加してくれる人を見つけ出す

本事業への企画募集等を通じて活動の主体とつながりを作り、また、イベントの開催を通して区民の地域活動へのニーズを掘り起こすことで新たな地域活動の担い手を見つける。

ウ 地域の活動を可視化する

「さいわい縁むす日」当日及び強化月間を通して、それぞれの興味関心に沿って日頃から行われている地域活動が「合流」し、大小様々な交流が区内各地で多発的に行われることで、地域の活動が可視化され、地域活動に関心が薄い地域住民が自然と地域活動に足が向くような取組とする。

### (2) 留意点

ア 本事業の実施に当たっては、地域住民、地域団体、行政機関等の多様な関係者との調整が必要であることから、関係者と互いに情報を共有し、連絡調整に努めること。

イ 撮影などの記録に当たっては、必要な許可・了承の取得や適切な手続等を行い、それぞれの地域交流の場の参加者を対象とした参加動機等の調査を行うこと。

ウ 記録した動画及び静止画は、被写体等の了承を得た上で広報に活用すること。

エ 業務の遂行に当たっては、本市で実施しているコミュニティに関する事業、地域包括ケアシステムの取組、市民参加の取組などと齟齬のないようにすること。また、本委託を実施する上で必要に応じて関係部署と連絡・調整すること。

## 8 権利の帰属

### (1) 著作権

本件成果物に係る受託者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権

利をいう)を当該成果物の引渡し時に発注者に無償で譲渡する。

また、所有権等、その他一切の権利は川崎市に帰属するものとする。

## (2) 著作人格権

本件成果物に係る一切の権利は、本市に属することを確認する。また、成果物の一部において受託者に属する著作人格権が残存する場合においては、その内容を納品時に全て明示し、その権利を行使する場合には、その一切について、書面による本市の承諾を要するものとする。

## (2) その他

本件成果物が本市以外の者の著作権等に関する権利を侵害しないことを、受託者が確認するものとする。

## 9 その他

### (1) 経費の負担

会場借上料、講師謝礼、チラシ作成費、物品の調達費など、業務に必要な経費が生じる場合は、全て受託者の負担とする。

### (2) 契約不適合責任

業務完了検査の結果、成果物に契約の内容に適合しないものが発見された場合には、受託者は、市の指定する期間内に修正を行い、再度検査を受けること。

### (3) 個人情報保護

受託者は、本業務を実施するに当たっての個人情報の取扱いについては、別記「個人情報の取扱いに関する情報セキュリティ特記事項」を遵守すること。

### (4) その他

この仕様書に定めのない事項または疑義がある場合は、川崎市委託契約約款によるほか、双方協議の上で決定すること。